

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

『令和6年度 介護職員の処遇改善』

2024年 5月 20日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 令和6年度 介護報酬改定「介護職員等処遇改善加算」概要
- 2 介護報酬改定で介護職員の給与はどれくらい上がるのか
- 3 処遇改善加算の一本化による給与アップも期待できる？
- 4 介護業界の給料は令和7年以降も上がる？
- 5 まとめ

1. 令和6年度 介護報酬改定「介護職員等処遇改善加算」概要

急速な高齢化の進展の中で、慢性化している人材不足は介護業界にとって最大の課題です。その大きな原因と言われるのが、業務負荷に対して賃金が低いという現状です。**令和6年度にベースアップ分で2.5%の賃上げ**が実施されることが決まりました。

対象者は、看護師を含め、介護施設や訪問介護及び障がい分野の介護職員や看護助手も含まれます。当協会では、昨年実施したアンケート調査結果では介護施設や訪問介護施設等に従事されている方もいらっしゃいましたので詳しく解説します。

令和6年に介護職員の給料は上がる？

令和6年度の介護報酬改定により、**令和6年6月から介護従事者の処遇改善**が行われる予定です。

介護報酬改定では、3年おきに介護保険制度の見直しを行います。これまでも、介護報酬改定などにより、介護従事者の給与が改善されてきました。

介護保険サービスで利益をあげている介護事業所の収入は、介護報酬によって決まるので、介護報酬改定は職員の給与改善のカギといえます。

出典：[厚生労働省「令和6年度介護報酬改定での見直しの概要・令和6年度の申請様式等」](#)



2. 介護報酬改定で介護職員の給与はどれくらい上がるのか

事業者が介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行うことを求められています。

令和3年度介護報酬改定実績

厚生労働省の「[令和3年介護報酬改定の主な事項について](#)」によると、令和3年度の介護報酬改定での介護報酬の改定率は0.7%でした。

同省の「[令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果](#)」を見ると、令和3年の常勤の介護職員の平均給与は、前年と比べて**7,380円**上がったことがわかります。非常勤の介護職員の平均給与は**3,150円**アップしました。以上の結果から、介護職員の処遇改善には、介護報酬改定が深く関わっているということが想定できます。



令和6年度は、介護職員の処遇改善分として、事業所に上乗せして0.98%の介護報酬が入るので、令和3年度以上に給与がアップする可能性があります。

出典：厚生労働省「[令和3年介護報酬改定の主な事項について](#)」

出典：厚生労働省「[令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果](#)（p.144）」

3. 処遇改善加算の一本化による給与アップも期待できる？

令和6年度の介護報酬改定では、処遇改善加算を「介護職員等処遇改善加算」に一本化する予定です。処遇改善加算の一本化と介護施設の基準費用額の増額により、前述の改定率の外枠として+0.45%相当の介護報酬改定が見込まれています。

処遇改善加算を一本化することの背景

これまでの改定では、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」という3つの処遇改善加算を創設し、介護従事者の給与アップにつなげてきました。

処遇改善加算の制度が充実する一方で、仕組みが煩雑で事務処理にかかる負担が大きいことや、実務上のルールが厳しいことが事業所側の問題になっていたという部分もありました。例えば、申請の煩雑さを理由に加算の取得を見送る事業所などもあり、処遇改善加算の恩恵を受けられない職員がいたのも事実です。

介護事業所が加算を取得しやすくすることで、より多くの介護従事者が処遇改善手当を受給できるよう、加算一本化の方向で審議がまとまったようです。

参照：厚生労働省「[令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果](#)」

4. 介護業界の給料は令和7年以降も上がる？

介護給付費分科会では、介護職員の給与は今後も上げていくべきと議論されています。令和7年には人口の多い団塊の世代が75歳以上になるため、要介護者の増加が予想されており、介護のニーズはさらに高まる見込みです。

令和6年度の介護報酬改定の問題点

介護業界では、看護師やケアマネージャーなどの給与が低いという意見もあり、介護従事者全体の処遇が問題になっています。ケアマネージャーや介護業界の看護師は、処遇改善の対象にならないことが多く、給与の低さに不満を持たれている方も少なくありません。

令和6年の介護報酬改定で給与アップが実現しても、介護従事者が満足する給与水準が叶うかということにはまだ疑問が残ります。

とはいえ、介護職員の給与は毎年上がっているのも確かなので、介護従事者の処遇については今後の動向にも注意しておきましょう。

介護従事者の処遇改善を進めるうえでの課題

介護従事者の処遇改善を進めるにあたっては、介護保険料を支払う40代以上の負担が増加しているといった課題があります。介護保険サービスの持続性を疑問視する声もあり、介護保険制度見直しも検討されているところ です。

出典：厚生労働省「[第237回社会保障審議会介護給付費分科会資料](#)」

出典：厚生労働省「[令和6年度介護報酬改定に関する審議報告](#)」

5. まとめ

政府は、令和6年初頭から介護職員に6,000円の賃上げを実施できるように、支援を行うと発表しました。この賃上げは、介護保険サービスを提供する事業所だけでなく、障がい分野の介護職員や医療機関で働く看護師も対象です。もちろん派遣で働く方々も、労働時間に応じて賃上げが期待されます。

令和6年6月には介護報酬改定があるので、介護職員の処遇改善は継続する見込みです。介護従事者の給与水準の低さについては、引き続き議論も行われています。そして、介護職員の給与は毎年アップしており、ここ10年で7万5,000円上がりました。先述のとおり、今後、需要の高さを考えると、賃上げは継続されていく可能性が高いと思われます。

